

# 広島市報

号外第10号  
平成29年9月1日  
発行所  
広島市役所  
(企画総務局法務課)  
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

## 目次

### 告示

○土壤汚染対策法の規定による要措置区域の指定	1
------------------------	---

## 告示

### 広島市告示第413号

平成29年9月1日

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去、当該汚染の拡散の防止その他の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定します。

なお、土壤汚染対策法第15条第1項に規定する要措置区域の台帳は、広島市環境局環境保全課で閲覧することができます。

広島市長 松井 一 實

- 1 指定する要措置区域  
広島市安佐南区上安二丁目54番7の一部
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合しない特定有害物質の種類  
テトラクロロエチレン
- 3 指定する要措置区域において講ずべき指示措置  
地下水の水質の測定